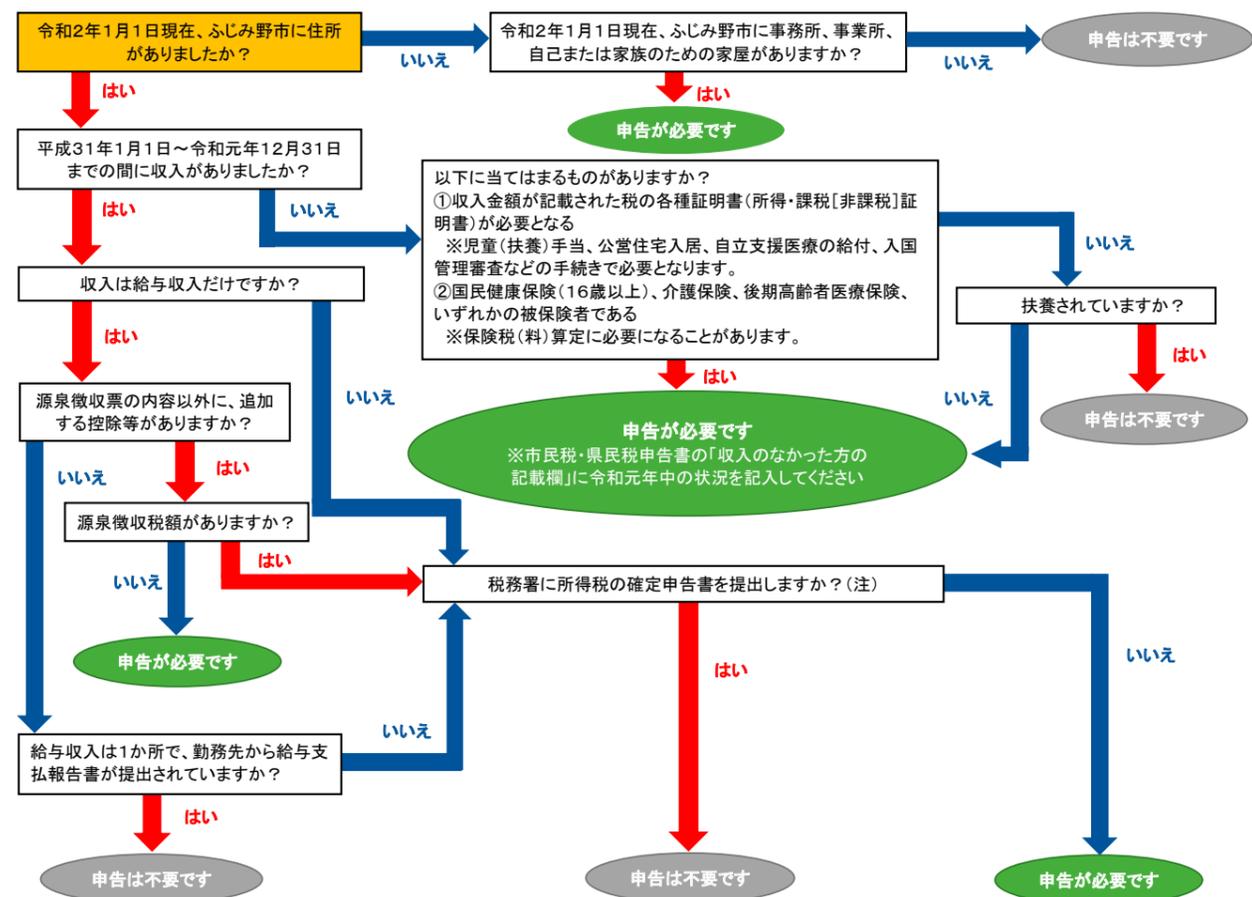


●市民税・県民税の申告が必要な人



(注) 収入が公的年金のみの人
公的年金収入金額の合計額が400万円以下で、公的年金等にかかる雑所得以外の所得が20万円以下となる人は、原則所得税の申告は不要です。この場合、公的年金の支払者から送られてくる源泉徴収票の内容で計算しますので、源泉徴収票に記載してある所得控除以外で追加するもの(社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除など)がある場合は、市民税・県民税の申告が必要です。

受付内容 以下のとおり

【市民税・県民税】 市民税・県民税の申告

【令和元年分(1月～12月)の簡易な所得税の申告相談】 給与、公的年金等、営業等、農業、不動産などの収入申告と、医療費、生命保険料、社会保険料などの控除

持ち物 ①認め印②申告者名義の口座番号の分かるもの③収入証明書類(表1)④所得控除証明書類(表2)⑤税務署から確定申告の通知などが届いている場合はその書類⑥本人確認書類(表3)⑦利用者識別番号(電子申告[e-Tax]を使用するために必要な16桁の番号)を持っている人は番号が分かる書類

郵送申告の提出書類 ①令和2年度(平成31年1月～令和元年12月)市民税・県民税の申告書②収入証明書類(表1)③所得控除証明書類(表2)④本人確認書類の写し(表3)

※市の申告会場で、市民税・県民税の申告をした場合、本人の控えをシステムから印刷してお渡しする場合があります。

●以下の申告は川越税務署で行ってください

平成30年以前分の所得税の申告、分離課税所得(土地・建物・株式の譲渡所得や配当所得など)、青色申告、住宅借入金等特別控除、外国税額控除、給与所得者の特定支出控除、贈与税・相続税に係る生命保険等契約等に基づく年金の申告、消費税の申告

所得税に関する問合せ 川越税務署 (TEL235・9411自動音声案内)

《表1》収入証明書類(例)

所得の種類	必要な証明書類
給与所得 (パート・アルバイトを含む)	源泉徴収票原本(給与所得、公的年金等の源泉徴収票は、申告書に記載があれば添付不要です。ただし、市役所などで申告書を作成する場合は、必ずご持参ください。また、源泉徴収票がなく給与明細などの収入が分かるものがある場合、市民税・県民税の申告のみ受け付けます。この場合、所得税の還付申告は受け付けません。)
公的年金等所得	記入済みの「収支内訳書」、その計算根拠となる帳簿、領収書
営業等、農業、不動産所得	記入済みの「収支内訳書」、その計算根拠となる帳簿、領収書
雑所得・一時所得	その所得を証明できる書類(通知書・領収書など)

※上場株式などに係る配当所得などは、適用を受けようとする年度の市民税・県民税の納税通知書が送達されるまで上場株式などに係る配当所得などに関する記載がある確定申告書などが提出された場合のみ適用されます。

《表2》所得控除証明書類(例)

控除の種類	必要な証明書類
医療費控除 ※従来の医療費控除とスイッチOTC薬控除(医療費控除の特例)との選択制になります。	【従来の医療費控除を申告する場合】 記入済みの「医療費控除の明細書」 ※記入済みの医療費控除の明細書がない場合は、その計算根拠となる領収書が必要です。 【スイッチOTC薬控除を申告する場合】 記入済みの「セルフメディケーション税制の明細書」および、健康の保持増進や疾病の予防として一定の取り組み(特定健康診断、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診)を行ったことを明らかにする書類
社会保険料控除	支払証明書または領収書(いずれも原本) ※社会保険料控除証明用の参考資料(国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料(普通徴収分)の納付額)は、はがきで1月下旬に送付しています。
生命保険料控除 地震保険料控除	控除証明書(原本)
障害者控除	障がいの程度が記載されている手帳など
雑損控除	記入済みの「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」、り災証明書(写しでも可)、損害を受けた資産の明細(資産の内容、取得時期、取得価額、構造)の分かるもの、損害に対して支出した金額・受け取った保険金等の金額が分かるもの(昨年に雑損控除を受けている人は昨年の申告書の控え)
寄附金控除	寄附金額を証明する書類

《表3》本人確認書類(例)

番号確認書類 (本人の個人番号を確認できる書類)	身元確認書類 (記載した個人番号の持ち主であることを確認できる書類)
・通知カード ・住民票の写しまたは住民票記載事項証明書(個人番号の記載があるものに限り) のうちいずれか1つ	・運転免許証 ・健康保険証 ・パスポート ・障害者手帳 ・在留カード などのうちいずれか1つ

※マイナンバーカードを持っている人はマイナンバーカードのみ。マイナンバーカードを持っていない人は番号確認書類と身元確認書類の2点が必要です。

地区の割り振り・日程カレンダー

① 地域の指定はありません(都合のつかない人はこの日程をご利用ください)

地区の割り振り	② 池上・上野台・大原・霞ヶ丘・川崎・北野・清見・駒林・駒林町元・水宮・中福岡・福岡・福岡武蔵野・丸山・南台・本新田・元福岡	④ 旭・市沢・うれし野・大井・亀久保・苗間・東久保
	③ 上ノ原・上福岡・駒西・新駒林・新田・滝・築地・仲・中ノ島・中丸・長宮・西・西原・花ノ木・福岡新田・福岡中央・富士見台・松山・谷田	⑤ 大井中央・大井武蔵野・桜ヶ丘・鶴ヶ岡・鶴ヶ舞・西鶴ヶ岡・ふじみ野・緑ヶ丘

場所

時間はいずれも午前9時～午後4時

※例年、午前中は大変混み合いますので、時間に余裕をもってお越しください。

2月 市役所本庁舎5階A大会議室

日	月	火	水	木	金	土
9	10	11	12	13	14	15
			①	①	②	①
16	17	18	19	20	21	22
	②	②	②	②	③	
23	24	25	26	27	28	29
		③	③	③	③	

3月 ゆめぼると多目的ホール(大井総合支所2階)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
		④	④	④	④	①
8	9	10	11	12	13	14
	④	⑤	⑤	⑤	⑤	
15	16	17	18	19	20	21
	⑤					